

大分県報

平成三十年
第三〇三八号
十一月二十六日

（月曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の一部改正……………一
告 示
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（三件）……………二
公有水面埋立工事のしゅん功認可……………三

○企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日
大分県企業局長 神 昭 雄

大分県企業局管理規程第三号

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の二」に、「第十三節 資料の文書管理システムへの登録（第七十八条）」を「第十三節 削除」に改める。

第二条第二十号を次のように改める。

二十 班総括 組織規程第八条第一項第六号に規定する参事（総括）、同項第七号に規定する課長補佐（総括）、同項第九号に規定する主幹（総括）、同項第十一号に規定する副主幹（総括）若しくは同項第十三号に規定する主査（総括）又は組織規程第九条第一項第六号に規定する課長補佐（総括）、同項第九号に規定する主幹（総括）若しくは同項第十一号に規定する副主幹（総括）をいう。
第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第四十条第十四号中「関連する添付ファイル」を「起案に必要なファイル」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 関連文書 必要に応じて関連する文書を登録すること。

第六十七条中「又は総合行政ネットワーク」を「総合行政ネットワーク又は電子掲示板（第七十条の二に規定する電子掲示板をいう。以下この条において同じ。）」に、「及び電子メール」を「電子メール及び電子掲示板」に改める。

第六十九条中「文書管理システムの機能を利用して」を削り、同条に次の一項を加える。

2 電子メールにより電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第七十条第一項を次のように改める。

総合行政ネットワークにより電子文書を施行する場合は、第五十九条ただし書の規定により公印の押印を省略することができる文書を除き、電子署名を行わなければならない。
第二章第七節中第七十条の次に次の一条を加える。

（電子掲示板による施行）

第七十条の二 県の機関への電子文書の施行であつて、周知を目的とした文書及び施行先の県の機関において保管する必要があること等総務課長が定める要件に該当する文書にあつては、総務課長が指定する電子掲示板による施行を行うことができるものとする。

2 前項に規定する電子掲示板により電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第二章第十三節を次のように改める。

第十三節 削除

第七十八条 削除

第八十一条の見出しを「（廃棄の決定）」に改め、同条中「遅滞なく次条から第八十四条までの規定により廃棄の手続を開始しなければならない」を「廃棄の決定をしなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 各所属長は、遅滞なく、前項の決定を行うとともに、次条から第八十四条までの規定により廃棄の手続を開始しなければならない。

第八十二条の二第一項及び第二項を次のように改める。

所属長は、第八十一条第一項の廃棄の決定をしたときは、文書管理システムで作成した廃棄予定簿冊一覧表（第八号様式）により公文書館長にその旨を通知し、公文書館長への

引渡しを要否の判断を求めなければならない。この場合において、公文書館長が当該文書の引渡しを受ける必要があると認めるときは、紙文書にあつては各所属長が遅滞なく当該文書を公文書館に引き渡すものとし、電子文書にあつては公文書館長が文書管理システムを利用して各所属から引渡しを受けるものとする。

2 各所属長は、公文書館長から引渡しを求められた文書については、法令により廃棄しなければならないとされている場合その他の特別の理由がある場合を除き、公文書館長に引き渡さなければならない。

第八十二条の二第三項及び第四項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第八十三条第一項中「前条第三項」を「前条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「の廃棄年月日」を「を廃棄した旨」に改める。

第八十四条第一項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の二第一項又は第二項」に改め、「別に定めるところにより各所属において廃棄しなければならない」を「文書管理システムを管理する大分県総務部県政情報課長に廃棄の処理を依頼しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 所属長は、前項の電子文書に係る紙文書が存在する場合にあつては、前条第一項の規定により紙文書を廃棄した後に大分県総務部県政情報課長に電子文書の廃棄の処理を依頼しなければならない。

第五号様式中

年 月 日 供 出 者

年 月 日 収 受 者

第七号様式の次に次の様式を加える。

第89号告示（第82条の2関係）

廃棄予定簿第一覧表

Table with columns: 所 属 名, 簿 冊 名, 保 存 区 分, 保 存 期 間, 完 結 日, 完 成 年 月 日, 保 存 期 間 満 了 日, 紙 簿 冊 分 区, 電 子 文 書 有 無. Includes a table with multiple empty rows.

この規程は、公示の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

大分県知事 広瀬 勝 貞

Table with columns: 地 区 名, 縦 覧 期 間, 縦 覧 場 所. Content: 竹田南部地区小河内工区, 平三〇・一一・二六から平三〇・一二・二七まで, 竹田市役所

大分県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営

中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成三十年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
 地 区 名 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

竹田南部地区政所工区
 平三〇・一一・二六から
 平三〇・一二・一七まで
 竹田市役所

大分県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 平成三十年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
 地 区 名 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

竹田南部地区中央工区
 平三〇・一一・二六から
 平三〇・一二・一七まで
 竹田市役所

大分県告示第六百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。
 平成三十年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
 一 しゅん功認可の年月日

平成三十年十一月六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号
 大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞
 三 埋立ての区域

1 位置

埋立区域①
 津久見市大字四浦字鳩浦一五〇二番二の地先の公有水面並びに一五〇二番三及び一四九六番一七の地先の国有海浜地先の公有水面
 埋立区域②

津久見市大字四浦字鳩浦一四九六番一七の地先の国有海浜地先の公有水面
 埋立区域③
 津久見市大字四浦字中ノ浦一一〇二番二、一一〇〇番一及び一一〇〇番二の地先の国有海浜地先の公有水面
 埋立区域④

2 区域
 埋立区域①
 次の各地点のうち1の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ平成二十四年の秋分の満潮位（DLプラス一・八一メートル、TPプラス〇・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 1の地点 臼杵市にある国土地理院大峰三等三角点（北緯三三度三分三三秒〇二七〇、東経一三一度五七分七秒三三三五（以下「基点」という。））から三五二度一七分五六秒八〇一・四四メートルの地点
 2の地点 1の地点から二六六度三六分四九秒八・八三メートルの地点
 3の地点 2の地点から二六二度四三分一九秒六・三一メートルの地点
 4の地点 3の地点から二四九度〇七分三五秒一・〇六メートルの地点
 5の地点 4の地点から三五二度四三分一九秒二・七九メートルの地点
 6の地点 5の地点から二六二度四三分一九秒三・一四メートルの地点
 7の地点 6の地点から二五九度二四分〇四秒一〇・四四メートルの地点
 8の地点 7の地点から二五七度五九分五四秒七・五六メートルの地点
 9の地点 8の地点から二五七度五〇分〇九秒一二・五二メートルの地点
 10の地点 9の地点から二五七度五〇分〇九秒五・〇〇メートルの地点
 11の地点 10の地点から二五七度五〇分〇九秒〇・四七メートルの地点

- 12の地点 11の地点から三四八度〇八分四〇秒〇・四〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五七度五〇分〇九秒一四・五四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二五七度五〇分〇九秒九・七八メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二六〇度三八分三一秒二・三〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一七二度五五分三五秒二・五一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一〇二度三八分三三秒二・七八メートルの地点
- 18の地点 17の地点から八一度一〇分〇四秒二・四八メートルの地点
- 19の地点 18の地点から六八度四三分五八秒二・四八メートルの地点
- 20の地点 19の地点から六四度一七分一〇秒二・四七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から七四度〇二分四二秒二・四七メートルの地点
- 22の地点 21の地点から八〇度五六分四三秒三・五二メートルの地点
- 23の地点 22の地点から八三度一〇分五五秒三・五二メートルの地点
- 24の地点 23の地点から八五度二五分〇六秒三・五二メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一六度三九分〇六秒一・九〇メートルの地点
- 26の地点 25の地点から四九度三五分三八秒一・九〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から八二度三二分一〇秒一・九〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から九三度一八分二七秒三・一四メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一一四度二九分二一秒二・八五メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一七四度〇五分二九秒二・九一メートルの地点
- 31の地点 30の地点から一九七度〇〇分一六秒一・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から八六度二四分一秒八・九四メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三五三度五五分五八秒一・九八メートルの地点
- 34の地点 33の地点から八一度三九分五三秒二・七四メートルの地点
- 35の地点 34の地点から九一度一〇分三一秒二・五二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一七三度二九分二三秒三・〇四メートルの地点
- 37の地点 36の地点から一〇一度四二分二秒一・六六メートルの地点
- 38の地点 37の地点から七九度〇一分一二秒五・四四メートルの地点
- 39の地点 38の地点から八一度三四分五一秒九・八六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から七七度一〇分五三秒九・八六メートルの地点
- 41の地点 40の地点から八度一二分四七秒二・一七メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二三度一七分四四秒二・一六メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三七度二七分一五秒二・一六メートルの地点

- 44の地点 43の地点から五一度三三分三六秒二・一七メートルの地点
 - 45の地点 44の地点から五八度四四分五五秒二・一七メートルの地点
- 埋立区域②
- 次の各地点のうち46の地点から48の地点までを順次に結んだ線及び48の地点と46の地点を結ぶ平成二十四年の秋分の満潮位(DLプラス一・八一メートル、TPプラス〇・七一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- 46の地点 基点から三四六度一分三四秒八〇五・一三メートルの地点
 - 47の地点 基点から二六〇度三八分三一秒三・七七メートルの地点
 - 48の地点 47の地点から二六二度三七分二三秒三・〇六メートルの地点
 - 49の地点 48の地点から八九度三八分三九秒三・一〇メートルの地点
 - 50の地点 49の地点から九五度二〇分〇三秒四・三九メートルの地点
- 埋立区域③
- 次の各地点のうち51の地点から61の地点までを順次に結んだ線及び61の地点と51の地点を結ぶ平成二十四年の秋分の満潮位(DLプラス一・八一メートル、TPプラス〇・七一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- 51の地点 基点から三四二度三三分〇一秒八二二・三八メートルの地点
 - 52の地点 51の地点から二九一度〇五分四四秒四・六八メートルの地点
 - 53の地点 52の地点から二八二度二六分〇六秒八・三五メートルの地点
 - 54の地点 53の地点から二七八度三八分五二秒一二・九七メートルの地点
 - 55の地点 54の地点から二七五度一四分一八秒二・八四メートルの地点
 - 56の地点 55の地点から二七二度五一分四一秒二・八四メートルの地点
 - 57の地点 56の地点から二七一度一九分一二秒五・二八メートルの地点
 - 58の地点 57の地点から二六九度一分〇九秒五・二八メートルの地点
 - 59の地点 58の地点から二六七度〇三分〇六秒五・二八メートルの地点
 - 60の地点 59の地点から二六五度四八分一三秒一〇・三八メートルの地点
 - 61の地点 60の地点から二六四度五三分一四秒九・七六メートルの地点
 - 62の地点 61の地点から九九度五二分三三秒四・七九メートルの地点
 - 63の地点 62の地点から九〇度五五分五四秒五・一五メートルの地点
 - 64の地点 63の地点から九四度一三分二一秒三・五九メートルの地点
 - 65の地点 64の地点から一〇一度二九分二七秒三・五九メートルの地点
 - 66の地点 65の地点から一〇八度四三分一七秒三・五八メートルの地点
 - 67の地点 66の地点から一一五度二四分四五秒三・一七メートルの地点

- 68の地点 67の地点から一二四度一八分〇五秒三・二一メートルの地点
- 69の地点 68の地点から六六度五八分四七秒二・八七メートルの地点
- 70の地点 69の地点から六九度〇五分四八秒一・八三メートルの地点
- 71の地点 70の地点から七五度四五分〇七秒一・八三メートルの地点
- 72の地点 71の地点から八二度二四分二六秒一・八三メートルの地点
- 73の地点 72の地点から八九度〇三分四六秒一・八三メートルの地点
- 74の地点 73の地点から九二度三九分〇三秒二・四七メートルの地点
- 75の地点 74の地点から一〇〇度四一分四五秒二・九四メートルの地点
- 76の地点 75の地点から一〇〇度四一分四五秒八・〇三メートルの地点
- 77の地点 76の地点から一八七度二九分四九秒〇・五六メートルの地点
- 78の地点 77の地点から一〇〇度四一分五七秒四・三〇メートルの地点
- 79の地点 78の地点から一〇〇度四一分五七秒〇・六二メートルの地点
- 80の地点 79の地点から一四二度四一分〇六秒〇・七七メートルの地点
- 81の地点 80の地点から九〇度五一分〇五秒四・七一メートルの地点
- 82の地点 81の地点から四六度〇九分〇八秒一・五三メートルの地点
- 83の地点 82の地点から五八度〇二分一九秒二・〇八メートルの地点
- 84の地点 83の地点から六六度一分一九秒二・七七メートルの地点

埋立区域④

- 次の各地点のうち85の地点から93の地点までを順次に結んだ線及び93の地点と85の地点を結ぶ平成二十四年の秋分の満潮位(DLプラス一・八一メートル、TPプラス〇・七一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- 85の地点 基点から三三三度一五分〇八秒九一四・四〇メートルの地点
 - 86の地点 85の地点から三一四度四二分二秒七・二九メートルの地点
 - 87の地点 86の地点から三一七度二四分〇四秒一二・七二メートルの地点
 - 88の地点 87の地点から三二〇度四七一分〇秒五・九四メートルの地点
 - 89の地点 88の地点から三二四度〇二分三六秒一三・二五メートルの地点
 - 90の地点 89の地点から三二六度〇四分〇六秒六・〇八メートルの地点
 - 91の地点 90の地点から三二七度一七三分三八秒七・九六メートルの地点
 - 92の地点 91の地点から三二九度三五分四〇秒一二・〇一メートルの地点
 - 93の地点 92の地点から三二六度五五分一三秒五・五一メートルの地点
 - 94の地点 93の地点から一五八度〇八分一九秒五・六〇メートルの地点
 - 95の地点 94の地点から一五七度一五分〇二秒三・〇五メートルの地点

平成三十年十一月二十六日

- 96の地点 95の地点から一五九度三一分五五秒三・〇五メートルの地点
- 97の地点 96の地点から一五七度五六分五三秒三・〇五メートルの地点
- 98の地点 97の地点から一五四度一三分一三秒三・〇四メートルの地点
- 99の地点 98の地点から一四三度二二分五〇秒二・六八メートルの地点
- 100の地点 99の地点から一三七度四六分二六秒二・六八メートルの地点
- 101の地点 100の地点から一三九度四二分三五秒二・六八メートルの地点
- 102の地点 101の地点から一四〇度五二分五三秒三・〇六メートルの地点
- 103の地点 102の地点から一四五度二六分五五秒三・〇六メートルの地点
- 104の地点 103の地点から一五〇度〇六分二一秒四・五四メートルの地点
- 105の地点 104の地点から一五八度一一分五五秒四・五四メートルの地点
- 106の地点 105の地点から一五四度〇五分一七秒四・五三メートルの地点
- 107の地点 106の地点から一五二度四六分一二秒三・一〇メートルの地点
- 108の地点 107の地点から一三八度四一分五八秒三・〇八メートルの地点
- 109の地点 108の地点から一〇九度〇三分二八秒三・〇〇メートルの地点
- 110の地点 109の地点から一〇七度三九分三〇秒二・七七メートルの地点
- 111の地点 110の地点から一二五度一二分二三秒二・七七メートルの地点
- 112の地点 111の地点から一四二度四五分一五秒二・七七メートルの地点
- 113の地点 112の地点から一六〇度一八分〇七秒二・七七メートルの地点
- 114の地点 113の地点から一二七度二一分一八秒三・〇六メートルの地点
- 115の地点 114の地点から一一五度三三分二八秒三・九二メートルの地点

3 面積

- 埋立区域① 五一五・九四平方メートル
- 埋立区域② 四・一九平方メートル
- 埋立区域③ 三〇九・八三平方メートル
- 埋立区域④ 一四九・六三平方メートル
- 合計 九七九・五九平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

大分県報(告示)

五 平成二十五年十月二十二日指令漁整第二号の一
 閲覧の場所
 津久見市役所

平成三十年十一月二十六日

大分県報(告示)

六